平成２９年度第１回旭川市子ども・子育てプラン見直し検討部会　議事概要

○開催日時
　平成２９年７月５日（水）　１８：３０～２０：００
○開催場所
　子ども総合相談センター　２階　研修・会議室
○出席委員（８名）
　石河委員，大橋委員，斉藤委員，佐々木委員，佐藤委員，鈴木委員，武田委員，宮﨑委員
○欠席委員（１名）
　上原委員
○事務局（１１名）
　子育て支援部　竹内次長
　子育て支援課　田村補佐
　　子育て企画係　村上主査，岩本
　こども育成課　飯森課長，金主幹
　　こども育成係　田上係長，小久保，陶
　　保育給付係　　上田係長
　　こども事業係　工藤係長
○傍聴者（０名）

○議事概要

１　開会
２　部会委員の紹介
３　事務局職員の紹介
４　議事
（１）協議事項
　≪協議事項ア　旭川市子ども・子育てプラン見直し検討部会会長及び職務代理者の選出について≫
　　・事務局案を提示した結果，会長は佐藤委員，職務代理者は鈴木委員と決定した。

　≪協議事項イ　会議運営方法等について≫
　　・会議記録の確認者は部会長及び職務代理委員，会議記録の内容については，要約的に作成し，発言者の標記方法は委員個人を特定しない標記とし，傍聴者の発言は認めないことと決定した。

　≪協議事項ウ　教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制について≫

（事務局）
・「旭川市子ども・子育てプラン」の概要や旭川市の現状について参考資料５を基に説明
・「平日日中の教育及び保育」の見直しの要否の考え方について資料１,参考資料１,参考資料２及び参考資料６を基に説明
・本日は，量の見込みの見直しの考え方について，認定区分ごとに審議し，次回の会議で，その見込みに対する確保策を審議することを確認

【量の見込みの見直し】
資料２に基づき，各認定区分ごとに見直しの考え方について事務局から説明

○１号＋２号（教育）
（A 委員）
・２号（教育）とは，どの施設を利用している人をさすのか。
・教育を希望する人が保育所に入っているというのではなく，働いているが幼稚園を利用している人という理解でよいのか。
（事務局）
・２号（教育）には，幼稚園を利用していて幼稚園型の一時預かりを利用している人が含まれている。ニーズ調査で，働いているが幼稚園を利用している方というのを区分した。
（B 委員）
・保育所から認定こども園になった時に１号認定に変わることがあるが，この人たちは２号（教育）にならないのか。
（事務局）
・２号認定を受けていて，１号認定に変わる人の多くは２号（教育）と考えている。
（A 委員）
・１号として考えてよいのであれば，この２号（教育）という区分は必要ないのではないか。
（C 委員）
・当初，国の表記で示されたとおり整理したということか。
（A 委員）
・２号（教育）の確保策は，１号で行うのか。２号で行うのか。
（事務局）
・当初の計画においても量の見込みは，１号と２号（教育）で分けて記載し，確保策は１号で行っており，今回の見直しでも同様の整理にしたいと考えている。
・他都市に考え方を確認したところ，本市同様，確保策は１号で行い，量の見込みの記載の仕方は，当初の計画どおりに行うとのことであった。
（A 委員）
・平成２９年度と平成３０年度で認定こども園の開設が増えると保育ニーズを喚起することになるため，この量の見込みの伸びでおさまるのか懸念がある。

（事務局）
・移行する園による定員数を加えてもこの量の見込みで対応できると考えている。

●１号＋２号（教育）については事務局（案）のとおりとする。

○　２号（左記以外）
（A 委員）
・今後，幼稚園の施設型給付や認定こども園の移行により，２号の数値に影響があると思うが，どのように考えているか。
（事務局）
・幼稚園からの施設型給付や認定こども園の移行分は，２号数値に大きく影響するものではないと考えている。

●２号（左記以外）については事務局（案）のとおりとする。

○３号（０歳）
（D 委員）
・当初計画で０歳児の人口が減少するというのは，どのような考えで減少すると判断したのか。
（事務局）
・人口推計，ニーズ調査のニーズ量及び家庭の働き方を組み合わせて計算したところ，当初計画では，減少するような数値となった。今回，増加した理由は，人口は減少しているものの，それに反して保育ニーズが高まっていることが背景にあると考えられる。
（A 委員）
・参考資料６より，年度末の就園率は年々増加している。この状態であれば，H29 年度末も数値として増加することが考えられるが，この量の見込みで問題ないか。
（事務局）
・H31 年度で就園率としては４７％前後を想定しているため，この量の見込みの数値で問題ないと考えている。

●３号（０歳）については事務局（案）のとおりとする。

○３号（１～２歳）
（A 委員）
・旭川市内の産休・育休の取得率の変化がわかる資料はあるか。産休・育休の取得が進むと 1～2 歳児で受入体制が確保できないことがある。
（事務局）
・参考資料５の中の労働基本調査によると，育児休業制度について就業規則に定めている割合が高く，取得しやすい状況にはなっているが，実際どのくらい利用しているのかということはわからない。

●３号（１～２歳）については事務局（案）のとおりとする。

５　その他
　様式３については差替えた資料を新たに送付する。

６　閉会